

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 上村 剛

本論文は、モンテスキューの『法の精神』がブリテン帝国においていかに受容されたかを分析することで、権力分立論の成立過程を再検討する研究である。従来の研究では、モンテスキューにおいてなお伝統的な混合政体論の性格が色濃く残されていた権力分立論は、『フェデラリスト』のマディソンに至って抑制均衡論として理論化されたとされることが多い。本論文はこのような通説に挑戦し、むしろ我々が今日、権力分立論として理解するものが形成されるにあたって、ブリテン帝国、特にその植民地における議論が重要な役割をはたしたことを論証する。ブリテン本国はもとより、インド、ケベック、植民地期アメリカにおける多様な論争を渉猟することで、権力分立論の形成過程を詳細に検討し、最終的には権力分立概念そのものの本質を問い直す。論文は3部構成で、9章から成る。

第1部は『法の精神』が出版された1748年から、ウィリアム・ブラックストンの『イングランド法釈義』が刊行される時期（1765年-）までを検討する。

第1章では、『法の精神』における権力分立論を内在的に検討する。モンテスキューの権力分立論は、国王、貴族、人民という三つの身分の関係について議論する混合政体論と混濁し、「立法権、執行権、裁判権」から成る三権分立論とは必ずしも即応していない。また、裁判権に着目した点が重要であるが、その場合も、フランスのパルルマンを念頭に置いたものと、イングランドの陪審を念頭に置いたものがあることが明らかにされる。

続く第2章では、1760年代前半までのフランス、並びにブリテンにおける『法の精神』の受容と批判を扱う。出版後に直ちに英訳された『法の精神』は、フランスでは教会などからの批判があったのに対し、イングランドにおいてむしろ自国の国制を賛美したものとして肯定的に評価された。特にブラックストンの『イングランド法釈義』は、イングランドにおけるモンテスキュー受容の一つのピークとなった。ブラックストンはモンテスキューと同じく、混合政体論と権力分立論を重ね合わせてイングランド国制を解釈したが、司法権を裁判所に委ねるなど、司法権の独立の議論を一步進めたことが示される。

第2部は、1763年から1773年にかけて、ブリテン帝国本国と植民地が政治的変動を経験していくなかで、権力分立論が深化していく過程を追う。

第3章は、トマス・パウナル、ジョージ・ジョンストンといった植民地総督の政治思想を検討する。植民地においては混合政体論の身分的前提が不在であり、貴族院にあたる制度が存在しなかった。また総督は、軍事的な権限を持たないなど本国の国王に比べて脆弱であり、さらに本国枢密院が最終審として司法権を行使した。結果として、国王の大権と

人民の権利の境界線を引くことが困難であり、執行権、立法権、司法権のすべてが参議会に集中するなど、本国とは異なった権力論の思考が見られた。

第4章は、ブリテン本国におけるミドルセックス選挙事件を扱う。ジョン・ウィルクスが当選後に罷免されたこの事件では、議会が罷免権を有しているのは司法権の行使であり、権力分立の原理に反するとの批判が寄せられた。ここに議会主権と権力分立の議論が対抗することになり、このことは1769年にロンドンに滞在していたドゥロルムの『イングランド国制』に反映されている。結果として、議会において国王、貴族院、庶民院が緩やかに協働するという意味での混合政体論が再考を余儀なくされ、混合政体論と権力分立論が分岐していった。

第5章は、ブリテン帝国のアキレス腱であったインドが舞台となる。この時期、ベンガル総督クライヴの「暴政」に対して、権力を制限するための統治機構案が数多く提案された。論争のピークは1772年の司法法案と1773年の東インド会社規制法案であり、そこでは裁判所の立法府への拒否権が提案された。ここに権力分立論は混合政体論から離れ、独自の概念として展開されるに至った。その過程が、制度案を設計したジョージ・ジョンストンら、モンテスキューの影響下にあった人物を通して分析される。

第3部は、1774年から1792年にかけての、ケベックも含めたアメリカを扱う。

第6章はケベック法とジョン・ディキンソンについて論じる。1774年のケベック法はフランス系住民の法慣習に即した統治制度を作るものであったが、フランスとイングランドの法文化の違いから、13植民地の反発を招くことになった。なかでもディキンソンの『ケベック住民への手紙』は、モンテスキューに全面的に依拠するかたちで、権力分立を強く主張した。ここに「モンテスキュー、すなわち権力分立論」というテーゼが姿を現し、権力分立論が、より積極的に論じられるようになる。

第7章は、1776年の邦憲法制定の過程を検討する。各邦はそれぞれ独自の法慣習を持っていたが、憲法においてはほぼ一様に権力分立の規定を置いている。その背景には、モンテスキューの権力分立論の理解が、ブリテン帝国、ディキンソン、そしてジョン・アダムズ『政府に関する考察』を通じて等しく流入したことがある。この理解はヴァージニア邦憲法に明示的に示され、それが他邦にも影響を与えた。しかしながら、アダムズの影響下にあった実際の統治機構論を詳細に検討してみると、そこには植民地期の総督と参議会の機構論が残存し、権力は必ずしも分立してはいないどころか、混合されていることが明らかにされる。権力分立論は、あくまで文言上の理論にとどまり、統治機構の実態とは乖離が生じていたのである。

第8章と第9章では、それぞれマディソンとハミルトンの権力分立論を再考する。マディソンはブリテン帝国ならびにニューヨーク邦の修正参議会から、立法府に対して、執行府と司法府が修正参議会を構成し、共同で拒否権を持つという構想を着想する。しかしながら、アメリカ合衆国憲法案が作成されるにあたり、彼の議論は斥けられる。にもかかわらず、批准をめぐる論争において憲法案が権力分立論に反するとの反論が生じると、憲法

案を擁護する必要があったマディソンは、本来自らの政治思想とは関連のなかった権力分立の定義を、抑制均衡と結びつけることで換骨奪胎するという議論を展開した。

ハミルトンの議論の主眼は、いかにして強力で単一の執行権を作り上げるかにあったが、彼の議論もまた憲法案には反映されず、執行権は多くの点で権力を上院と共有することになった。しかしハミルトンは単一の執行権という議論にこだわり続け、実際の憲法案と齟齬が生じた。これについて批判された際、対抗上ハミルトンが政敵を論駁するために活用したのが、マディソンの抑制均衡としての権力分立論であった。このようにマディソンとハミルトンはともに、権力分立論の積極的な擁護者とは言えなかったが、結果として抑制均衡としての権力分立論を展開することになったと本論文は解釈する。以上より、抑制均衡が権力分立論とつねに結びつくわけではないことを示して本論文は終わる。

以上が本論文の要旨である。本論文の長所としては、特に次の三点を挙げることができる。

第一に、モンテスキューの『法の精神』の受容史を詳細に検討することで、権力分立論がいかなる過程をへて形成されたのかを骨太に描き出したことである。その際、『フェデラリスト』におけるマディソンの議論の重要性を強調する従来の解釈に果敢に挑戦し、それ以前のブリテン帝国の本国および植民地における多様な論争に着目し、そこにおいてすでに権力分立論の骨格が示されていたことを明らかにしたことは、権力分立概念をめぐる研究への大きな貢献である。さらに権力分立論において特に司法権に注目し、その重点がフランスのパルルマン、イングランドの陪審、そしてアメリカの司法審査へと変化していく過程を明らかにしたことも重要である。

第二に、権力分立論の内容について、多様な歴史的・理論的文脈を押さえて分析したことである。伝統的な混合政体論と、身分など社会的集団の態様を反映せず、立法・行政・司法の機能的・制度的な分離を重視する権力分立論との関係を明確に示し、さらに権力分立論と抑制均衡論がつねに結びつくとも限らないことを明らかにしたことも重要な理論的示唆である。

第三に、方法論的にも極めて積極的な取り組みと言える。モンテスキューやブラックストン、さらにマディソンやハミルトンといったよく知られた人物はもとより、パウナル、ジョンストン、ディキンソンといった、体系的理論書を残すというよりは実践活動において発言した政治家や文筆家を幅広く渉猟したことが本論文の傑出した特色である。その際に、海を越えたブリテン帝国本国と植民地の議論の相互影響を分析していることは、グローバル・ヒストリーの良き実践例であり、18世紀の英語文献のデータベースである ECCO を活用し、特定の語彙や主題の登場頻度を検証しているのも意欲的である。

もともと、本論文にも短所がないわけではない。

第一に、方法論に、モンテスキューがいかに読まれたかという受容史のアプローチと、それぞれの思想家がいかなる意図を持ってテキストを書いたかという伝統的な思想史のア

アプローチが混在していることである。二つのアプローチは排他的なものではないし、多様な思想家を扱っている以上やむをえない部分もあるが、方法論をもう少し整理した方が論文全体の統一性を高めたと思われる。

第二に、多様な時代と論点を追うあまり、しばしば議論が詳細にわたり、全体の議論における当該箇所の意義が理解しにくい箇所が散見される一方、それを補うために同じような内容の要約をたびたび繰り返している点など、叙述においてなお工夫する余地がある。

しかし以上は望蜀の嘆というべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。